

4. 雇用保険・失業給付受給の手続き

働く意思も能力もあるにもかかわらず、退職後の再就職で、満足のいく結果を得るのは厳しいようです。「基本手当（いわゆる失業給付）」を支給することによって失業中の生活の安定を図り、また再就職を援助する「雇用保険」を十分に活用してください。

なお、定年退職後、基本手当を受ける場合には、年金は受けられません。

【退職から失業給付受給まで】

① 離職（退職）	<p>事前に「雇用保険被保険者証」の有無を確認しておきます。会社がハローワークに提出する「雇用保険被保険者資格喪失届」「離職証明書」に、記名押印または自筆による署名をし、離職理由等の記載内容についても確認します。</p> <p>退職後、「離職票」を会社から受け取ります。</p>
-----------------	---

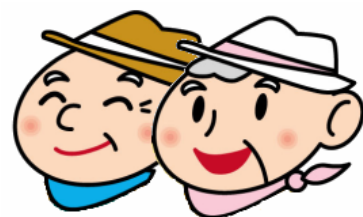
② 受給資格決定	<p>居住地を管轄するハローワーク（公共職業安定所）で「求職の申込み（「求職票」の記入・面接）」をした後、「離職票」を提出。手続きに必要な書類を持参します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「離職票」 ・「雇用保険被保険者証」 ・運転免許証、住民基本台帳カード（写真付き）など：本人確認、住所・年齢確認用 ・写真（タテ3cm×ヨコ2.5cm / 正面上半身）2枚 ・印鑑 ・本人名義の普通預金通帳（郵便局は除く） <p>受給資格決定後、受給説明会の日時が指定されます。『雇用保険受給資格者のしおり』を受け取ります。</p>
-----------------	---

③ 受給説明会	<p>ハローワークで、雇用保険制度についての説明を受け、「雇用保険受給資格者証」「失業認定申告書」を受け取ります。</p> <p>第1回目の「失業認定日」が指定されます。</p>
----------------	---

④ 失業の認定	<p>原則として4週間に1度、ハローワークへ行き、「失業の認定（失業状態にあることの確認）」を受けます。</p> <p>「失業認定申告書」に就職活動の状況等を記入し、「雇用保険受給資格者証」とともに提出します（印鑑持参）。</p>
----------------	---

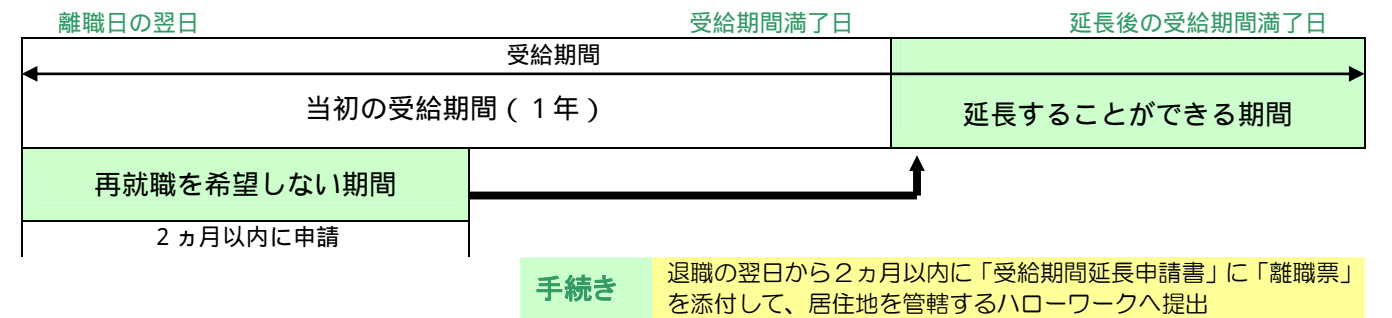
⑤ 受給	<p>失業の認定を行った日から1週間程で、指定した金融機関の預金口座に認定日の前日分までの基本手当が振り込まれます。</p> <p>受給資格決定日から7日間は「待期」といい、基本手当は支給されません。</p> <p>自己都合退職の場合には、待期期間満了後3ヵ月間は基本手当が支給されません。</p> <p>原則1年以内（基本手当を受けられる期間＝「受給期間」）に、退職時の年齢・被保険者期間等に応じ決められる日数（「所定給付日数」）を限度として、基本手当が受けられます。</p>
-------------	---

再就職	<p>採用が決まった場合は、ハローワークへ連絡します。</p> <p>支給残日数が多い等、要件を満たす場合は、「就業促進手当」が受けられます。</p>
------------	---



【定年退職時の受給期間の延長】

基本手当が受けられるのは、原則として退職日の翌日から1年間です。1年を過ぎると、給付日数分を受け終わっていても受給できなくなります。ただし、60歳以上で定年退職した人が、休養などの理由で一定期間就職活動をしないことを希望する場合には、最高で1年間、受給期間を延長することができます。



【高年齢雇用継続給付】

働く意欲と能力のある高齢者には、60歳から64歳までの雇用継続を援助・促進するために、「高年齢雇用継続給付制度」があります。なお、高年齢雇用継続給付を受けている間、年金は、在職老齢厚生年金の調整に加え、標準報酬月額（給料）の6%相当額が支給停止されます。

給付の種類	基本手当（いわゆる失業給付）を受けずに働き続ける	高年齢雇用継続基本給付金
	基本手当を受けられる日数を100日以上残して再就職	高年齢再就職給付金
受けられる条件	次のいずれにも該当することが必要です。 雇用保険の被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の一般被保険者 原則として60歳以降の賃金が60歳時点に比べて、75%未満に低下	
受けられる額	次の額が受けられますが、賃金が60歳到達時の75%以上のときには受けられません。 賃金が60歳時点の61%以下に低下 賃金が60歳時点の61%超75%未満に低下	賃金の15%相当額 低下率に応じ賃金の15%相当額未満の額
受けられる期間	高年齢雇用継続基本給付金	60歳に達した月から65歳に達する月まで
	高年齢再就職給付金	60歳以後の就職月から1年間（基本手当支給残日数100日以上）または2年間（基本手当支給残日数200日以上）、65歳に達する月が限度

手続き	高年齢雇用継続基本給付金	<ol style="list-style-type: none"> ① 初回の申請は、受けられることになった月の初日から4ヵ月以内に、「高年齢雇用継続給付支給申請書」に「60歳到達時等賃金証明書」などを添付して、事業所を管轄するハローワークへ提出 ② 2回目以降は、ハローワークで指定された申請日に、「高年齢雇用継続給付支給申請書」を、事業所を管轄するハローワークへ提出
	高年齢再就職給付金	<ol style="list-style-type: none"> ① 初回の申請は、受けられることになった月の初日から4ヵ月以内に、「高年齢雇用継続給付支給申請書」を、事業所を管轄するハローワークへ提出 ② 2回目以降は、ハローワークで指定された申請日に、「高年齢雇用継続給付支給申請書」を、事業所を管轄するハローワークへ提出

※手続きをするのは、本来なら支給を受ける本人ですが、通常事業主が行っています。